



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- ・長崎県知事管理漁獲可能量の変更
- ・長崎県特定水産資源の採捕の停止

所管課(室)名  
漁 業 振 興 課  
〃

## 告 示

### 長崎県告示第171号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和5年長崎県告示第120号）の一部を次のとおり変更し、令和5年3月10日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年3月10日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>901.900トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>184.600トン</u> 【するめいか】 現行水準	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>888.500トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>184.600トン</u> 【するめいか】 現行水準
2 略	2 略

### 長崎県告示第171号の3

くろまぐろ（大型魚）の採捕の数量が、「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について（第8管理期間）」において定める当該くろまぐろに係る県北海区の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認めるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号及び長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年長崎県規則第48号）第2条第1項の規定により告示する。

令和5年3月10日

長崎県知事 大石 賢吾

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所